

よくある質問

共通

No.	質問	回答
1	補助の詳しい内容を教えてください。	事業の詳細につきましては、当ホームページ上の交付規程・公募要領をご確認ください。
2	どのように申請したらよいですか。	令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請システムで申請していただけます。
3	郵送や電話、持ち込みで申請できますか。	郵送や電話、持ち込みでの申請は受け付けておりません。 公募要領に記載の通り、電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみ申請が可能です。
4	電磁的方法とはどのような方法ですか。	パーソナルコンピューター(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する方法です。
5	スマートフォンもしくはタブレットで申請はできますか。	電磁的方法(パーソナルコンピューター(PC))からの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。
6	いつから申請できますか。	先進安全自動車の整備環境の確保事業は2025年3月31日より開始されております。 自動車運送事業の安全総合対策事業は5月8日より開始されております。
7	請求書申請に必要な書類を教えてください。	振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類をご用意ください。 (預金通帳のコピー・電子通帳の場合は電子通帳の画面コピー) なお、法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみご登録いただけます。 ※詳細は「申請の手引き 必要取得書類詳細」をご確認ください。 【当座口座の場合】 当座勘定照合表(当座預金取引照合表)または、当座勘定入金帳など、振込先の口座名義人(カナ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
8	申請書の必要書類について教えてください。	ご用意いただく書類等につきましては、申請前に公募要領や申請の手引きで必要書類をチェックして申請時に漏れないようにお願いします。 なお、申請時に不足書類がありますと、申請を受付できない場合がありますので、ご注意ください。
9	申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。	事前確認は実施いたしません。
10	令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページにログインする手順を教えてください。	令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請システムより、 1.メールアドレスを入力し利用者登録をお願いいたします。 2.登録を行ったメールアドレス宛にパスワード設定用メールが届きます。 3.メール本文内のリンクをクリックし、パスワードの設定をお願いいたします。 4.マイページには、登録メールアドレスと設定されたパスワードでログインいただけます。 詳しくは、システム利用手順書をご確認ください。

11	利用者登録をしましたが、パスワードを設定するメールが届きません。	<p>次の原因が考えられます。</p> <p>1.登録されたメールアドレスが誤っている場合</p> <p>2.特定のメールアドレスのみを受信可能にしている場合</p> <p>※「noreply@hogo-zoushin-r6h.jp」からのメールを受信可能とするよう設定してください。</p> <p>3.迷惑メールフォルダに振り分けられている場合</p>
12	令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金における申請システムのマイページのパスワードを忘れてしまいました。	<p>ログイン画面に表示される「パスワードをお忘れの場合はこちら」からパスワードの再設定を行っていただけます。</p> <p>その際、既に登録されているメールアドレスを入力いただき、次へボタンを押すとパスワードの再設定のメールが届きます。</p> <p>届いた通知に記載されているパスワードリセットのリンクから新たにパスワードを設定してください。</p> <p>詳しくは、システム利用手順書をご確認ください。</p>
13	登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。	<p>登記事項証明書としては、現在事項全部証明書を提出してください。</p> <p>※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。</p>
14	補助対象経費は何を参照して入力すれば良いですか。	<p>まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助対象経費」欄に表示された金額をご入力ください。</p>
15	経費使用明細書の入力方法が分かりません。	<p>先進安全自動車の整備環境の確保事業の経費使用明細書の入力方法については、下記をご参照ください。</p> <p>※スキャンツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【記載例】経費使用明細書(スキャンツール) ・【記載例】経費使用明細書(研修) <p>自動車運送事業の安全総合対策事業の入力方法については、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局までお問い合わせください。</p>
16	手形処理で補助対象機器を購入した場合、領収書は発行されませんが、銀行の手形処理の電子領収書で申請することができますか。	<p>電子領収書もしくは通常(手形)の領収書を添付してください。</p>
17	補助金交付申請額には何を参照して入力すれば良いですか。	<p>まず経費使用明細書の必要項目をご入力いただき、そのうえで「補助金交付申請額」欄に表示された金額をご入力ください。</p>
18	電子取引で領収書が出ないものについてはどうしたらよいでしょうか。	<p>別途、機器販売店より領収書を作成していただき、提出してください。</p>
19	申請システムで提出書類を添付したが、完了ボタンが押せず完了できません。	<p>申請に必須となる提出書類全てを添付しないと完了ボタンを押すことができません。</p> <p>そのため、必要となる書類全てを添付したうえで完了ボタンを押してください。</p> <p>※必要となる書類詳細は「システム利用手順書 2-4.添付書類登録」内の※添付書類の対比表をご確認ください。</p>

20	申請した情報を変更したいのですが、どうすればよいでしょうか。	
21	申請後に申請内容に不備があることに気付いたのですが、どうすれば良いですか。	個別にご対応いたしますので、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局コールセンターにお問い合わせください。 (受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)
22	申請を取り下げたいのですが、どうすればよいでしょうか。	
23	「不備訂正依頼のご連絡」というメールを受領したのですが、どのように対応すればよいですか。	
24	不備訂正期限までに再提出できなかった場合、どうなるのでしょうか。	申請内容に不備があり、審査ができかねる状況のため、速やかに申請内容の訂正と再提出のご対応をお願いいたします。 メール本文中記載の申請番号をご確認いただき、「システム利用手順書 2-7.不備内容修正」をご参照のうえ、ご対応ください。
25	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	不備訂正期限までに完了できるよう、ご対応ください。訂正期限までに再提出できない場合は、事務局にて申請を取下げさせていただく場合がございます。
26	交付決定通知はどのように実施されますか。	補助対象機器等を購入後、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請システムにより実績報告と共に、添付書類(請求書、領収書等)を提出してください。 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局において審査後、額確定通知の連絡をいたします。 その後、額確定通知に記載された確定額について請求対応をしていただき、当該請求に応じて補助金の支払いを行います。 なお、この場合、令和6年4月1日以降に購入し、且つ補助対象機器一覧に記載があるものが対象です。 審査は申請順に行うこととします。締切日等は当ホームページで公表いたします。
27	振込先口座名義人が文字数超過ですべて入力できない場合はどのようにしたら良いですか。	審査完了後、交付決定及び額の確定について事務局からメールをお送りします。 メールに記載されているURLから申請システムにログインいただき、「交付決定通知書兼交付額確定通知書」をご確認ください。
28	申請完了後、提出書類は返却いただけるのでしょうか。	振込先口座名義人については、最大30文字までの登録のため、30文字を超過する場合は口座名義人(カナ)の頭からスペースも含め30文字をご入力ください。
29	補助金はいつ頃振り込まれますか。	一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できません。 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請システムによる申請は、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は消去せずに保管してください。
30	補助事業の完了年月日には何を入力すれば良いですか。	補助金の振込みは、6月末以降の開始を予定しております。
31	交付決定通知書兼交付額確定通知書受領後の対応を教えてください。	対象機器や研修を導入・実施し、支払いまで完了した日をご入力ください。 支払いが完了した日については、対象の領収書に記載されている日付をご確認ください。
		交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後、内容をご確認いただき、請求書申請を実施してください。

32	他の補助を受けている場合、申請はできますか。	<p>本事業と補助対象が重複する国の他の補助金と重複して受けることはできません。またこの度の補正予算では令和6年度被害者保護増進等事業費補助金の補助を受け取っている場合も申請することはできません。</p> <p>ただし令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金では、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と「自動車運送事業の安全総合対策事業」につきましては、申請の要件を満たす事業者については双方とも申請することは可能でございます。</p>
33	帳簿の保管義務はありますか。	<p>保管義務があります。事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃えて他の経費と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておく必要があります。</p> <p>また、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。</p>
34	申請者は代表取締役以外の社員でもよいですか。	代表取締役以外の社員の方でも申請が可能です。
35	申請は誰が行えますか。	令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金の申請は補助対象機器の購入や補助対象研修を受講し、お支払いされた事業者様ご自身で申請いただく必要がございます。
36	申請開始前に補助対象機器を購入等してもよいでしょうか。	令和6年4月1日以降に購入した機器等で、支払いが完了しており、それぞれの補助対象機器一覧または補助対象研修一覧に記載のあるものであれば申請が可能です。
37	ホームページに公表されている補助対象機器一覧に掲載した機器以外に、補助対象となる機器はありますか。	<p>①機器本体の購入は補助対象機器一覧に記載がある機器に限ります。</p> <p>②構成部品に関しては、補助対象機器一覧に記載の有無に関わらず、上記①を使用する為のものとしします。(但し、既に保有している構成部品は除く)</p>
38	既に購入している補助対象機器でも補助対象となりますか。	令和6年の4月1日以降に購入し、支払いが完了した機器であって、補助対象機器一覧に該当するものであれば対象となります。
39	申請者は法人でなければいけないのでしょうか。	申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。
40	「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金」の「交付要綱」はどこで見られますか。	<p>以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認ください。</p> <p>・被害者保護増進等事業費補助金 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001863793.pdf</p>
41	「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金」の「実施要領」はどこで見られますか。	<p>以下、国土交通省が掲載しているPDFにてご確認ください。</p> <p>・先進安全自動車の整備環境の確保事業 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001863790.pdf</p> <p>・自動車運送事業の安全総合対策事業 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001864105.pdf</p>
42	補助金の振込元口座名を教えてください。	<p>下記口座名をご確認ください。</p> <p>口座名：被害者保護増進等事業費補助金事務局 TOPPAN株式会社 口座名カナ：ヒガ イヤホクゾウシツウジギヨクヒジヨクジツキヨクトパン(カ) ※そのほかの情報が必要な方は補助金事務局までお問い合わせください。</p>

43	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は、予算が分かれていますか。	自動車運送事業の安全総合対策事業と先進安全自動車の整備環境の確保事業は別事業のため、予算は分かれています。
44	予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか。（予算がなくなったら終了ですか。）	当該予算額に達した時点で申請の受付を締め切る予定です。 申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて当ホームページにて各事業でそれぞれ公表します。

先進安全自動車の整備環境の確保事業

45	先進安全自動車の整備環境の確保事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	先進安全自動車の整備環境の確保事業については、当ホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。 また、スキャンツールを購入する予定の事業者様は、当ホームページの補助対象機器一覧をご確認ください。
46	【スキャンツール】 申請者はどのような事業者ですか。	自動車整備事業者です。
47	【スキャンツール】 複数事業場、複数台数の申請は可能ですか。	申請は可能です。 ただし、複数台数機器を申請した場合も1事業場あたりの補助金上限額は15万円です。(1台あたり15万円ではないのでご注意ください。)
48	【スキャンツール】 同型式の機器であるが補助対象機器一覧に記載が無い場合は申請できないでしょうか。	補助対象機器一覧はツールメーカーより情報を収集し作成しているものです。 同型式であれば補助対象機器になる可能性がございますので、ツールメーカーにお問い合わせください。
49	【スキャンツール】 補助対象機器一覧のファームウェアのバージョン及びドライバのバージョンと異なっている(または確認できない)が申請は可能でしょうか。	申請は可能です。 ただし、検査用スキャンツールとして使用する場合は、自動車特定整備事業の認証を取得し特定DTC照会アプリにてファームウェア・ソフトウェアのバージョンを確認した上でご使用ください。
50	【スキャンツール】 リースで機器を導入した場合も補助対象になりますか。	補助対象になりません。スキャンツールの「購入」に対する補助事業が対象となります。
51	【スキャンツール】 補助対象機器一覧の中で情報端末がセットとなっているものについて、OSがWindows10のものしかないが補助対象機器から除外されますか。	購入後、Windows11にアップデートしていただければ補助対象機器となります。
52	【スキャンツール】 対象機器/対象研修のコードには何を入力すればいいですか。	下記、対象機器/対象研修のうち、該当するものをご参照いただき、大文字・小文字を正しくご入力ください。正しい番号が入力されると、他の欄も表示されます。 ■対象機器 ・コード記載箇所：補助対象機器一覧の該当製品ページ左端 ・コード：KSから始まるコード ※ハイフン(-)含む ■対象研修 ・コード記載箇所：補助対象研修一覧左端 ・コード：TRから始まるコード ※ハイフン(-)含む

53	<p>【スキャンツール】</p> <p>※法人の事業者様向け</p> <p>認証書を提出できない場合、どうすればよいですか。</p>	<p>認証書を提出できない法人の事業者様においては、①「自動車整備士である証明」に加え、②「現在事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)」を提出してください。(①+②)</p> <p>①「自動車整備士である証明」提出時の注意点</p> <p>現在事項全部証明書に記載のない者の自動車整備士である証明が提出された場合は、自動車整備士が申請自動車関連施設に配置されていることが確認できるもの(直近の給与明細や名刺等のいずれか)も合わせてご提出ください。</p>
54	<p>【スキャンツール】</p> <p>※個人事業者様向け</p> <p>認証書を提出できない場合、どうすればよいですか。</p>	<p>認証書を提出できない個人事業者様においては、①「自動車整備士である証明」に加え、②「住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)」又は③「自動車運転免許証の写し」を提出してください。(①+②or③)</p> <p>①「自動車整備士である証明」提出時の注意点</p> <p>申請者以外の者の自動車整備士である証明が提出された場合は、自動車整備士が申請自動車関連施設に配置されていることが確認できるもの(直近の給与明細や名刺等のいずれか)も合わせてご提出ください。</p> <p>②「住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)」提出時の注意点</p> <p>個人番号(マイナンバー)は不要です。</p> <p>個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、黒塗り等を行い個人番号(マイナンバー)が見えない状態でご提出をお願いします。</p> <p>③「自動車運転免許証の写し」提出時の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面の「免許の条件等」欄は黒塗り等を行い、記載内容がわからない状態でご提出をお願いします。 ・裏面に新氏名や新住所の記載がある場合は、裏面のコピーもご提出ください。 ・裏面の「備考」欄について、氏名・住所以外の記載は、黒塗り等を行い記載内容がわからない状態でご提出ください。 <p>申請の手引きに画像付きでご案内がございますので、合わせてご確認ください。</p> <p>※本補助金の審査にて使用しない個人情報が含まれている場合、黒塗り等を施し再提出いただく場合があります。</p>
55	<p>【スキャンツール】</p> <p>ファームウェアのバージョン及びドライバのバージョンはどのように調べたらよいでしょうか。</p>	<p>特定DTC照会アプリでご確認いただけます。</p> <p>それ以外の方法につきましては、ツールメーカーにお問い合わせください</p>
56	<p>【スキャンツール】</p> <p>特定DTC照会アプリについて詳しく知りたいです。</p>	<p>検査用スキャンツールにインストールして用いるOBD検査のためのアプリケーションです。</p> <p>詳しくはOBD検査ポータルをご確認ください。</p>
57	<p>【スキャンツール】</p> <p>OBD検査について詳しく知りたいです。</p>	<p>OBD検査とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査の検査項目として2024年10月に開始されております。</p> <p>詳しくはOBD検査ポータルをご確認ください。</p>

自動車運送事業の安全総合対策事業

58	自動車運送事業の安全総合対策事業を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。	自動車運送事業の安全総合対策事業については、当ホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。 運行管理の高度化に対する支援と先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援があります。 その中でデジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型または車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）を購入する予定の事業者様は、当ホームページの補助対象機器一覧をご確認ください。
59	【自動車運送事業の安全総合対策事業】 この度申請が可能となる中小企業の定義を教えてください。	中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとなります。 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 詳細につきましては、「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金」のホームページにて公募要領をご確認お願いいたします。
60	【車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）】 申請者はどのような事業者ですか。	自動車運送事業者(中小企業)、リース事業者(自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者)です。 ただし申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の届出(許可)車両数が5両以上の事業者です。 一般貸切旅客自動車運送事業者につきましては中小企業以外も対象です。
61	【車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）】 複数車両の申請は可能ですか。	申請は可能です。 中小企業の補助金上限額は1車両あたり5万円です。ただし一般貸切旅客自動車運送事業者の中小企業以外につきましては1車両あたり3万3千円が上限額となります。
62	【車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）】 補助対象となる車両や機器等の導入日について詳しく教えてください。	補助対象車両は車両総重量8トン以上のトラック、または乗車定員30人以上のバスになります。 導入日は、機器等を令和6年4月1日から令和8年1月30日までの間に購入し補助対象車両に搭載したものです。
63	【車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）】 補助対象機器を購入したことを証明する書類は、何を提出すればよろしいですか。	納品書と領収書の写しを提出をしてください。
64	【車輪脱落予兆検知装置(後付けのものに限る)】 経費使用明細の経費名には何を入力すればいいですか。	経費名には何も入力せず空欄のままにしてください。 入力箇所は、導入台数と単価の項目です。
65	【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】 申請者はどのような事業者ですか。	自動車運送事業者(中小企業)、リース事業者(自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者)です。 ただし申請時点において、機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出(認可)総車両台数が5両以上であり、事業者の総車両台数が10両未満の事業者です。

66	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>複数台数の申請は可能ですか。</p>	<p>申請は可能です。</p> <p>1事業者あたりの補助金上限額は80万です。ただし2回以上申請する場合を除き、通信機能付き一体型を含めて導入する場合の上限額は120万円となります。</p>
67	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>補助対象機器の構成はどのようなものが補助の対象になりますか。</p>	<p>メモ리카ードや操作機器、表示器、ハーネス、車載器を車両に取り付けるための付属部品等になります。</p>
68	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>自社では事業所が2つあり、それぞれトラックを6台と6台所持している。補助対象になりますか。</p>	<p>機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出(認可)総車両台数が5両以上となっておりますが、事業者の総車両台数が10両未満の事業者が対象となっているため、補助対象事業者にはなりません。</p>
69	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>映像記録型のドライブレコーダーは補助対象機器になりますか。</p>	<p>映像記録型のドライブレコーダーのみですと補助金の対象ではございません。デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーの一体型でございましたら、補助金の対象でございます。</p>
70	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>中古で購入したデジタル式運行記録計でも補助対象機器になりますか。</p>	<p>中古品は補助対象機器ではございません。</p>
71	<p>【デジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型】</p> <p>機器名には何を入力すればいいですか。</p>	<p>補助対象機器一覧から該当する機器名称(型式)をご参照いただき、大文字・小文字を正しくご入力ください。</p>